

平成30年6月7日

株主各位

第96回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

第96期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

SMK株式会社
(証券コード 6798)

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載することにより、ご提供しているものであります。
(<https://www.smk.co.jp/>)

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,996	12,057	16,614	△3,995	32,672
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△594		△594
親会社株主に帰属する 当期純損失			△288		△288
自己株式の取得				△5	△5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	△883	△5	△889
当 期 末 残 高	7,996	12,057	15,730	△4,001	31,783

	その他の包括利益累計額					非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	348	△3	△1,976	263	△1,368	14	31,318
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△594
親会社株主に帰属する 当期純損失							△288
自己株式の取得							△5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△17	△5	69	177	223	△14	208
当期変動額合計	△17	△5	69	177	223	△14	△680
当 期 末 残 高	331	△9	△1,907	440	△1,145	—	30,637

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 28社

主要な連結子会社名

SMK Electronics Corporation, U.S.A.

SMK Trading (H.K.) Ltd.

SMK Electronics (Dongguan) Co., Ltd.

SMK Electronics (Phils.) Corporation

なお、当連結会計年度より、KOSCO(株)については、平成29年4月に当社子会社である昭和エンタプライズ(株)と吸収合併したことにより、(株)ウッド・クリエートについては当連結会計年度中に清算したことにより、連結の範囲から除外しました。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

会社等の名称

茨城プレイング工業(株)

(2) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社の茨城プレイング工業(株)の決算日は4月30日ですが、連結計算書類の作成に当たっては、3月31日付で仮決算を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)によっております。

製	品	売価還元法
仕掛	品	主として最終仕入原価法
原材料	料	最終仕入原価法

連結子会社は主に移動平均法

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法、連結子会社は主に定額法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、当社及び国内連結子会社における主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	10～50年
機械装置及び運搬具	4～10年
工具、器具及び備品	2～6年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、当社及び国内連結子会社において、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、当社及び国内連結子会社並びに一部の海外連結子会社について、当連結会計年度末以降における支給見込額のうち、当連結会計年度に属する支給対象期間に対応する金額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④役員退職慰労引当金

取締役及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4)その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

②重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は「純資産の部」における為替換算調整勘定に含めております。

③ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、当該特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

金利変動により影響を受ける長期借入金利息

ヘッジ方針

当社所定の社内承認を行った上で、借入金利息の金利変動リスクを回避する目的により、金利スワップを利用しております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によつて、金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

④消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

追加情報

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第5号 平成27年1月16日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第7号 平成27年1月16日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

連結貸借対照表に関する注記

1.担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

建物及び構築物	1,291百万円
機械装置及び運搬具	76百万円
工具、器具及び備品	84百万円
土地	295百万円
計	<u>1,748百万円</u>

(2)担保に係る債務	
短期借入金	3,736百万円
長期借入金	3,149百万円
計	<u>6,885百万円</u>

2.有形固定資産の減価償却累計額 51,265百万円
減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1.当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
 普通株式 75,000,000株

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月22日 定時株主総会	普通株式	331	5	平成29年3月31日	平成29年6月23日
平成29年10月25日 取締役会	普通株式	265	4	平成29年9月30日	平成29年11月20日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

- ①配当金の総額 264百万円
- ②1株当たり配当額 4円
- ③基準日 平成30年3月31日
- ④効力発生日 平成30年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的のデリバテ

イブ取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理基準に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を1年ごとに調査し、与信を見直す管理体制としております。投資有価証券である株式は、市場価額の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建債権債務に係る為替の変動リスクを軽減するため、為替予約取引を行っておりますが、外貨建債権債務の範囲内で行うこととしております。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金(原則として5年以内)は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、金利変動リスクを回避するため、デリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 3.会計方針に関する事項 (4)その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ③ヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い銀行とのみ取引を行っております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2を参照下さい。)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	10,599	10,599	—
(2)受取手形及び売掛金	15,251	15,251	—
(3)投資有価証券			
その他有価証券	2,019	2,019	—
資産計	27,870	27,870	—
(1)支払手形及び買掛金	6,807	6,807	—
(2)短期借入金	10,027	10,027	—
(3)未払金	1,919	1,919	—
(4)長期借入金(※1)	7,230	7,228	△2
負債計	25,984	25,982	△2
デリバティブ取引(※2)	37	37	—

(※1) 長期借入金は、連結貸借対照表において短期借入金として表示しておりますが1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(※2) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、及び(3)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	440

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)、工場・倉庫等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
7,603	14,158

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士等により算定された金額であります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額 463円50銭

2. 1 株当たり当期純損失 4円36銭

重要な後発事象に関する注記

(単元株式数の変更及び株式併合)

当社は、平成30年4月26日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月22日開催予定の第96回定時株主総会に株式併合について付議することを決議しました。

(1) 単元株式数の変更及び株式併合の目的

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成30年10月1日をもって、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位当たりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成30年10月1日をもって、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

(3) 株式併合の内容

① 株式併合する株式の種類

普通株式

② 株式併合の方法・比率

平成30年10月1日をもって、平成30年9月30日(実質9月28日)の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成30年3月31日現在)	75,000,000株
株式併合により減少する株式数	67,500,000株
株式併合後の発行済株式総数	7,500,000株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は株式併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条

の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、当該端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 単元株式数の変更及び株式併合の日程

平成30年4月26日	取締役会決議(株主総会招集決議)
平成30年6月22日(予定)	第96回定時株主総会
平成30年10月1日(予定)	単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当連結会計年度における1株当たり情報は以下の通りであります。

1株当たり純資産額 4,635円03銭

1株当たり当期純損失 43円63銭

(株式報酬制度の導入)

当社は、平成30年4月26日開催の取締役会において、新たに株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成30年6月22日開催の第96回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしました。

1. 導入の背景及び目的

当社取締役会は、取締役(社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。)及び執行役員(以下「取締役等」といいます。)の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に

基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役及び執行役員(社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。)

(3) 信託期間

平成30年8月(予定)から本信託が終了するまで(なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。)

(4) 信託金額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、平成31年3月末日で終了する事業年度から平成33年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、上記(3)の信託期間の開始時に、当初対象期間に対応する必要資金として、430百万円(うち、取締役分として192百万円)を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、430百万円(うち、取締役分として192百万円)を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。)と追加拠出される金銭の合計額は、430百万円(うち、取締役分として192百万円)を上限とします。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拋出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、438,000株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、146,000ポイント(うち、取締役分として65,000ポイント)を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(7)の当社株式の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役等に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図していません。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託(BBT)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社)
- ④受益者 : 取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 平成30年8月(予定)
- ⑧金銭を信託する日 : 平成30年8月(予定)
- ⑨信託の期間 : 平成30年8月(予定)から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本	
	資 本 金	資 本 剰 余 金
		資 本 準 備 金
当 期 首 残 高	7,996	12,057
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		
当 期 純 利 益		
自 己 株 式 の 取 得		
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)		
当 期 変 動 額 合 計	—	—
当 期 末 残 高	7,996	12,057

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,306	9,368	△3,898	26,830
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△596		△596
当 期 純 利 益		463		463
自 己 株 式 の 取 得			△4	△4
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	△132	△4	△137
当 期 末 残 高	1,306	9,236	△3,902	26,693

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	320	△3	316	27,147
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△596
当 期 純 利 益				463
自 己 株 式 の 取 得				△4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△16	△5	△21	△21
当 期 変 動 額 合 計	△16	△5	△21	△159
当 期 末 残 高	304	△9	294	26,988

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	配当平均積立金	退 職 積 立 金	土地圧縮積立金	建物等圧縮積立金
当 期 首 残 高	550	370	187	116
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
建物等圧縮積立金の取崩				△99
特別償却準備金の取崩				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△99
当 期 末 残 高	550	370	187	16

	特別償却準備金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	48	2,265	5,831	9,368
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△596	△596
当 期 純 利 益			463	463
建物等圧縮積立金の取崩			99	—
特別償却準備金の取崩	△9		9	—
当 期 変 動 額 合 計	△9	—	△23	△132
当 期 末 残 高	39	2,265	5,808	9,236

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)によっております。

製品 売価還元法

仕掛品 材料費については最終仕入原価法、労務費・経費については実際発生額の合計額であります。

原材料 最終仕入原価法

貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 15～50年

構築物 10～50年

機械及び装置 8年

車両運搬具 4年

工具、器具及び備品 2～6年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、当事業年度末以降における支給見込額のうち、当事業年度に属する支給対象期間に対応する金額を計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存

勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5)役員退職慰労引当金

取締役及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4.その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)ヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、当該特例処理によっております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

金利変動により影響を受ける長期借入金利息

c ヘッジ方針

当社所定の社内承認手続を行った上で、借入金利息の金利変動リスクを回避する目的により、金利スワップを利用しております。

d ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(2)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(4)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

追加情報

当社は、当事業年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第5号 平成27年1月16日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第7号 平成27年1月16日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

貸借対照表に関する注記

1.担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

建物	1,255百万円
構築物	36百万円
機械及び装置	76百万円
工具、器具及び備品	84百万円
土地	295百万円
計	<u>1,748百万円</u>

(2)担保に係る債務

短期借入金	3,400百万円
1年内返済予定の長期借入金	336百万円
長期借入金	3,149百万円
計	<u>6,885百万円</u>

2.有形固定資産の減価償却累計額

31,021百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

3.関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	22,342百万円
長期金銭債権	1,359百万円
短期金銭債務	1,739百万円

なお、区分掲記したものについては除いております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	33,466百万円
売 上 原 価	26,988百万円
販売費及び一般管理費	102百万円
営業取引以外の取引高	2,298百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	8,753,973株
------	------------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	24百万円
賞与引当金	179百万円
関係会社株式評価損	888百万円
関係会社出資金評価損	100百万円
貸倒引当金	673百万円
減損損失	279百万円
繰越欠損金	245百万円
その他	323百万円
繰延税金資産小計	2,715百万円
評価性引当額	△2,398百万円
繰延税金資産合計	317百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△256百万円
土地圧縮積立金	△81百万円
建物等圧縮積立金	△7百万円
特別償却準備金	△17百万円
その他有価証券評価差額金	△120百万円
その他	△10百万円
繰延税金負債合計	△493百万円
繰延税金資産の純額	△176百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	SMK Electronics Corporation, U.S.A.	所有 直接100.0	当社製品の販売 役員の兼任	売上 (注)1	8,538	売掛金	4,002
子会社	SMK Electronics (Europe) Limited	所有 直接100.0	当社製品の販売 役員の兼任	売上 (注)1	4,365	売掛金	1,472
子会社	SMK Hungary Kft.	所有 直接100.0	当社製品の販売 資金の援助	資金の貸付 (注)2 利息の受取 (注)2	614 2	短期貸付金 流動資産 その他	628 1
子会社	SMK Electronics (H.K.) Ltd.	所有 直接100.0	当社製品の販売 資金の援助	資金の貸付 (注)2 利息の受取 (注)2	3,481 79	短期貸付金 流動資産 その他	3,399 13
子会社	SMK Trading (H.K.) Ltd.	所有 間接100.0	当社製品の販売	売上 (注)1	5,580	売掛金	1,138
子会社	SMK Electronics (Dongguan) Co., Ltd.	所有 間接100.0	同社製品の購入	仕入 (注)1	8,397	買掛金	675
子会社	SMK Electronics (Shenzhen) Co., Ltd.	所有 直接100.0	当社製品の販売 同社製品の購入	仕入 (注)1	6,340	前渡金	167
子会社	SMK Electronics Trading (Shanghai) Co., Ltd.	所有 直接100.0	当社製品の販売 役員の兼任	売上 (注)1	2,272	売掛金	640
子会社	SMK Electronics Int'l Trading (Shanghai) Co., Ltd.	所有 間接100.0	当社製品の販売 役員の兼任	売上 (注)1	4,588	売掛金	1,204
子会社	SMK Electronics Singapore Pte. Ltd.	所有 間接100.0	当社製品の販売 役員の兼任 資金の援助	売上 (注)1	3,179	売掛金	661
子会社	SMK Electronics (Malaysia) Sdn.Bhd.	所有 直接100.0	当社製品の販売 同社製品の購入 役員の兼任 資金の援助	売上 (注)1	1,809	売掛金	1,010

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	SMK Electronics (Phils.) Corporation	所有 直接100.0	同社製品の購入 資金の援助	仕入 (注)1	9,277	買掛金	692
				資金の貸付 (注)2	1,688	短期貸付金	1,593
				利息の受取 (注)2	32	流動資産 その他	17
子会社	昭和エンタプライズ(株)	所有 直接100.0	リース契約の締結 資金の援助	資金の貸付 (注)2	2,704	短期貸付金	2,704
				利息の受取 (注)2	41	流動資産 その他	3
子会社	SMK-LOGOMOTION(株)	所有 直接51.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)2	160	短期貸付金	1,009
				利息の受取 (注)2	50	長期貸付金 流動資産 その他	1,359 84

(注) 取引条件及び取引条件への決定方針等

1. 市場価格、総原価を勘案して取引価格を決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額 407円40銭

2. 1 株当たり当期純利益 7円00銭

重要な後発事象に関する注記

(単元株式数の変更及び株式併合)

当社は、平成30年4月26日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月22日開催予定の第96回定時株主総会に株式併合について付議することを決議しました。

(1) 単元株式数の変更及び株式併合の目的

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成30年10月1日をもって、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位当たりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないよう、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成30年10月1日をもって、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

(3) 株式併合の内容

①株式併合する株式の種類

普通株式

②株式併合の方法・比率

平成30年10月1日をもって、平成30年9月30日(実質9月28日)の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10株につき1株の割合で併合いたします。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成30年3月31日現在)	75,000,000株
株式併合により減少する株式数	67,500,000株
株式併合後の発行済株式総数	7,500,000株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は株式併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値です。

④1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、当該端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 単元株式数の変更及び株式併合の日程

平成30年4月26日	取締役会決議(株主総会招集決議)
平成30年6月22日(予定)	第96回定時株主総会
平成30年10月1日(予定)	単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当事業年度における1株当たり情報は以下の通りであります。

1株当たり純資産額 4,073円97銭

1株当たり当期純利益 69円97銭

(株式報酬制度の導入)

当社は、平成30年4月26日開催の取締役会において、新たに株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成30年6月22日開催の第96回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしました。

1. 導入の背景及び目的

当社取締役会は、取締役(社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。)及び執行役員(以下「取締役等」といいます。)の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役及び執行役員(社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。)

(3) 信託期間

平成30年8月(予定)から本信託が終了するまで(なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。)

(4) 信託金額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、平成31年3月末日で終了する事業年度から平成33年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、上記(3)の信託期間の開始時に、当初対象期間に対応する必要資金として、430百万円(うち、取締役分として192百万円)を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、430百万円(うち、取締役分として192百万円)を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。)と追加拠出される金銭の合計額は、430百万円(うち、取締役分として192百万円)を上限とします。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、438,000株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、146,000ポイント(うち、取締役分として65,000ポイント)を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(7)の当社株式の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役等に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託(BBT)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社)
- ④受益者 : 取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 平成30年8月(予定)
- ⑧金銭を信託する日 : 平成30年8月(予定)
- ⑨信託の期間 : 平成30年8月(予定)から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)